**稟議書**（例）

○○部○○○○○殿

下記の民法に関する教育の件につき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

起案日：令和○○年○○月○○日

起案者：○○部　○○係　　○○二郎

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 件名 | 民法の学習のために民法債権法務士認定試験を受験する件について | | | | |
| 試験内容 | 【一般財団法人全日本情報学習振興協会主催】　（<https://www.joho-gakushu.or.jp/>　）  民法債権法務士認定試験は、企業内における民法の実務者の養成を目的とした試験で、法務・総務・営業・管理職を対象とした上級試験です。民法には、総則、物権、債権、親族、相続といったジャンルがあり、企業で最も必要とされる法律で、中でも債権は契約行為の多い企業、特に金融機関や不動産業などの社員を始めとして契約業務に携わる者には必須の知識となります。  本試験はこの債権法に絞った検定試験で、平成30年6月10日に第1回が開催されました。約150名が受験して、約50名が民法債権法務士に認定されました。  ところで、民法は、平成29年5月に120年ぶりに大きく改正され、6月に公布されました。取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、経済・社会の変化に対応するために大きな見直しが行われました。改正法は、令和2年（2020年）4月に施行されることから、当社でも、民法の知識が必要な部署では早急に学習する必要があります。そんな中でこの試験は適切な試験と考えます。 | | | | |
| 目的と  教育効果 | ① 社内で民法債権法に強い社員を養成して契約関係の見直しを行う。  ② 債権法に関して強いことで顧客、取引先から信頼を得ることができる。  ③ 資格を取得した社員は、契約関係に関して自信が持てるようになる。  ④ 多くの資格保持者の存在で、「法律に強い会社」といったイメージができる。  ⑤ 社内において社員に「学ぶチャンス」「学ぶ意欲」を提供する。 | | | | |
| 受験と申込みなど・受験の扱い、 | 全国の15程度の会場で年間4回開催されていますので、社員の最寄りの会場で1回5名程度ずつ何班かに分かれて受験日を指定、当日は個人単位で受験させる。受験日は有給休暇扱いとする。申込者の受験申込書は担当者が提出、受験票・合格通知は本人になされる。 | | | | |
| 受験者の募集と合否結果の報告 | 推奨資格とする。1回の定員を決めて、入社年次の若い社員から順次受験者を募集する。募集は強制とはしない。できる限り受験の必要性を感じるように告知して応募者を募る。受験のための学習結果を重視して、合否の結果についての追求をしない。ただし、結果報告書を求める。不合格の場合、希望者は2回目までの受験を認める。 | | | | |
| 受験料と  その負担 | 受験料1人15,000円、受験料は2回目の受験まで会社負担とする。  テキストは市販の民法債権法の書籍が利用できる。実物形式過去問題を開催団体が支給。試験日当日の交通費などは自己負担。対策講習会などの出席についての金銭負担については予算があれば負担するのが望ましい。 | | | | |
| 添付書類 | ① 民法債権法務士認定試験の開催団体の経歴など  ② 民法債権法務士認定試験の試験内容、受験者数及び合格者率などのデータ  ③ 民法債権法務士認定試験の募集チラシ  ④ 民法債権法務士認定試験の問題サンプル  ⑤ 想定する受験者数と予算案 | | | | |
| 受付日  受付者など | 令和○年○月○日　受付  受付者：○○　一郎 | | | | |
| 決裁日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 |
| 決裁者 |  |  |  |  |  |